HOKKAIDO UNIVERSITY

| | |
|---|---|
| Title | 我國統制經濟の現在と將來 |
| Author(s) | 中島, 九郎 |
| Citation | 北海道帝國大學法經會法經會論叢, 7, 1-22 |
| Issue Date | 1939-03 |
| Doc URL | https://hdl.handle.net/2115/10663 |
| Type | departmental bulletin paper |
| File Information | 7_p1-22.pdf |

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

# 我國統制經濟の現在と將來

中島九郎

統制經濟或は經濟統制といふ言葉は、今日我國に於て盛んに使はれて居る。統制經濟は戰時經濟（Kriegswirtschaft）の特色であつて、統制は即ち强制を意味する故に、統制經濟は又强制經濟（Zwangswirtschaft）とも稱し得べく、自由經濟（freie Wirtschaft）に對立するものである。今日の我が國防經濟體制に於て統制經濟、强制經濟は當然の歸結と謂はねばならぬ。政府は昨年六月二十三日の重大聲明の中に「萬難を排し輸出の振興、生産の增加、配給消費の統制に關する政策の徹底强化を圖る要益々緊切なりとす」とある。こゝで統制は文字の上では配給消費に丈かゝつて居るが、輸出の振興も生産の增殖も畢竟統制力の發現に外ならぬ。外に尙ほ金融の統制も擧げねばならぬ。更に又單に物質のみならず、人的方面に向つても强大なる統制の手が加はりつゝある。依て私は統制の內容を分けて物的統制と人的統制の二つになしたいと思ふ。但し産業方面では農業は他の機會に讓りその他の部面を述べて見やう。

## 第一　物的統制

物的統制即ち物資の統制は之を次の如く種々の方面から觀察することが出來る。

## 一、生産統制

生産統制には其目的に增産と減産とがある。米國のA・A・A（農業調整法）の如きは後者の一例だ。我國に就て增産の場合を先づ鑛物に取つて見れば例へば重要鑛物增産法（昭和一三・三・二九法律第三五號）に依り、政府は金、銀、銅、鐵、鉛、錫、亞鉛、安質母尼、水銀、滿俺、石炭その他の重要鑛物に對し增産命令を出し、損失補償金や奬勵金を與へる。又産金法（昭和一二・八・一一法律第五九號）に依り、金製錬業者がその事業を廢止又は休止せんとする時は政府の許可を受けしめ、又業者をして事業計畫を屆出させ、或は政府が必要と認める時は、金製錬業者又は金鑛業者に對し設備の擴張や改良などを命ずることが出來る。政府は又此等業者に對し必要資材の輸入稅を免じ、且つ事業奬勵金を交付する。昨年特別の法律を以て創立された日本産金振興株式會社は産金に要する資金の融通、投資又は自ら金鑛業或は製錬業經營の目的を有するもので、資本金五千萬圓の內半額は政府の出資に係る。其他石油資源開發法（昭和一三・三・二八法律第三一號）の下に政府は試掘助成金を與へて石油の增産を圖つて居る。

次に工業方面に移れば、先づ製鐵事業法（昭和一二・八・一三法律第六八號）に依り、一定規模以上の製造能力を有する製鐵事業に對し所得稅及營業收益稅を免じ、或は船舶の建造又は修繕に鋼材を用ひた場合には、政府はその製造者に對し奬勵金を交付し得る。又政府は製鐵業者に對し鐵鋼の供給量、販賣價格又は販賣條件の變更や、設備の擴張、改良若くは作業方法の變更等を命じ、或は軍事上必要ある時は製鐵に關する特殊事項の研究を命ずることが出來る。工作機械製造事業法（昭和一三・三・三〇法律第四〇號）の目的は國防の充實竝に産業の發達を圖る爲め、工作機械製造業の確立を期するにあるもので、株式會社に之を適用し、免稅（所得稅、營業收益稅、輸入稅）や、設備償却金の補給や、社債發行上の特典を與へて、そして戰時に在て特に重要性を加へ來つた工作機械の增産を奬勵した。その結果各會社共事業を擴大して生産の大增殖を招いた。又航空機製造事業法（昭和一三・三・三〇法律第四一號）も全く類似の法律である。上の二法律と同一の趣旨を以て、事變前に既に自動車製造事業法（昭和一一・五・二九法律第三三號）が公布されて居たのである。

其他昭和十二年十月二十八日商工省令第二十七號を以て硝酸製造者は政府の定むる數量の硝酸を製造すべきことを命じて軍用に應ぜしめた。

## 二、貿易統制と物資使用統制

事變下の我國としては、極力輸出を促進すると同時に、不急なる民需品の輸入を抑へ付け、そして戰爭目的に必要なる物資の輸入を豐富ならしめるほど大切なことは無い。一昨年の臨時輸出入許可規則（昭和一二・一〇・一一商工省令第二三號）に依れば（一）原價百圓未滿の外輸入を禁ぜられる物品は綿、牛皮、馬皮、豚皮、ゴム、羊毛、木材で（二）全然輸入を許されぬものは卵、香水、人造藍、麻糸、毛織物、封筒、クリスマスカード、テーブルフオーク及スプーン、時計、自轉車其他多數、次に（三）原價百圓未滿の外輸出し得ざるものは兎毛皮、豚毛、ナフタリン、硝酸等である。豚毛は國產ブラシの原料である。

この際リンク制なるものが現はれた。之は製品の輸出を奬勵する目的を以て、輸出量に相當する丈の原料材料の輸入を政府に於て許可するの制度である。即ち羊毛對毛製品、棉花對綿製品、パルプ對人絹糸布、牛脂香料對石鹼、鐵線其他對洋傘の如きがそれである。毛製品に對しリンク制が最も早く適用されるに至つた譯は、原料羊毛の輸入制限の結果、非常なる操短となり製品の輸出を大いに減殺するに至つた爲めである。唯リンク制に關し注意すべきことは、折角輸入を許されたる輸出製品の原料が、國內消費への流用を防止することであるが、昨年末輸出用原材料の內地轉用防止に關する商工省令を公布したのがその爲めだ。我が綿布の輸出は、綿業のリンク制採用以來今日まで約半ケ年の間に、相當の增加を示して來た。輸出綿製品配給統制規則（昭和一三・六・三〇商工省令第四〇號）により、綿糸又は綿織物を輸出品又はその原材料として製造し得る者は、大日本紡績、東洋紡績等合計八十社に限定された。

輸出振興の目的を以てする國內諸物資の使用制限に就て述べよう。先づ綿糸布からいへば、なるべく多量のも

のを輸出せしめんが爲めに、始めは國內の消費品に對してはス・フの混用を命じたが、それでも足らずとして、昨年七月からはオールス・フとし國內消費に向つては苟くも綿の交つた織物の製造は嚴禁され、軍需品以外は、製造より加工、販賣（小賣を除く）に至る凡てが綿製品に對し禁ぜられた。羊毛製品も同樣に軍用と輸出向の外ス・フの混入を强制され、實際的には昨年二月一日から適用されて居り、更に七月十日からは混入割合を高められた。今日では混紡率が八九割の高さに達するものがある。この混紡問題に關しては、斯業界は昭和十一年の日濠通商紛議の頃から覺悟を決めて準備に取掛つてゐたので、業者は左程にも驚かなかつた樣である。

鐵鋼に關しては、鐵鋼工作物築造許可規則（昭和一二・一〇・一一商工省令第二四號）により、當初は五〇瓲以上鐵鋼使用の工作物に對し禁止的制限を加へた。依て大都市に於けるデパート、アパート、劇場などの新建築は事實上禁止された譯であるが、後には五〇瓲以下使用の小建物に對しても之が適用を及ぼし、鐵鋼材の全面的禁止となつた。次で銑鐵鑄物の製造制限に關する件（昭和一三・四・二五商工省令第一九號）の公布により銑鐵の使用制限が日用品の領域に波及するに至つたが、後更に品目を追加した。本令により銑鐵製の文鎭、火鉢、鐵瓶、五德、ラヂエーター、卓上呼鈴其他多數の物品の鑄造を禁止した。次いで鋼製品の製造制限に關する件（昭和一三・七・八商工省令第四九號）により、鋼製の靴篦、灰皿、食卓用ナイフ、フオーク、スプーン、置時計、スケート用具、登山用ピツケル、運動靴用スパイク、樂器、金庫、ゴルフ用具、獵銃、自働番號機、エレベーター（工鑛業用を除く）理髮用具（バリカン、剃刀を除く）や其他多數の製造を禁じた。

非鐵金屬の方面では、銅使用制限規則（昭和一二・一一・六商工省令第二八號）により、初めは建築物の各部分に對し一〇〇瓲以上の銅の使用を禁じたが、後昨年省令の改正により、絕對禁止を命じた。屋根、庇、樋、化粧張、手摺その他の建築物から、アイロン、花器、置物、樂譜臺、玩具、觀賞用魚類容器、喫煙用具、桶、盥、傘立、ズボン吊金具、ゴルフ用具、十能、扇風器（工鑛業用を除く）洗面器、鍋、茶壺、火鉢、火箸、火熨斗、水差、藥罐、矢立等々

の家庭用品に至るまで、銅を以て製造することを禁じたが、最近銅の民需用制限を一層強化し、電球の口金には銅を禁じ鐵をして代らしめんとする様である。

以上鐵や銅の場合に就て見るも、此等金屬の使用禁止は、民需品中にても不急の部に屬するものに就いて行はれたことが判らう。即ち同じくエレベーターや扇風器にても鑛工業向の如く直接生産的なものゝ製造には、此等金屬の使用を禁止して居らぬ。其他一昨年及昨年の商工省令に基き白金、鉛、亞鉛、錫、アンチモン、ニツケルを以て種々の器物を製造することを禁じた。又ニツケルに就いていへば、臨時通貨法（昭和一三・六・一法律第八六號）に隨ひアルミニユームと銅との合金より成る補助貨を發行して、ニツケル全消費額の殆ど半分を占めて居る所のニツケル貨の回收を圖つた。次に金屬以外の物資に移らう。

ゴム。元來我國は原料資源に惠まれぬことは申すまでもないが、ゴムはその最たるものである。石油を始め羊毛、棉花でも多少は生産するが、ゴムの收穫に至ては皆無で、國內需要の全部は輸入に仰いで居りその數量は隨つて巨額に達する有樣である。然るに軍需品として益々その必要を增大して來たので、國內消費を極度に抑制するに至つた。即ちゴムの使用制限に關する件（昭和一三・七・九商工省令第五三號）により、製造禁止となつたものは、總ゴムの長靴及短靴、草履、スリツパ、手袋（醫療用は除く）衣服用ベルト、ラバリユーム、ゴムバンド、空氣枕、スポンジ玩具、廣告用氣球、海水浴用具等々である。

皮革。皮革は昨年七月一日より施行の皮革使用制限規則（昭和一三・七・一商工省令第四三號）により、スリツパ、鞄、トランク、ランドセル、ハンドバツグ、蟇口、紙入、眼鏡サツク、時計腕革、アルバム等々は如何なる革（牛、馬、羊、豚の革より鯨及鮫の革に至るまで）でも造ることは出來ぬ。但し家畜用具として革の使用は禁ぜられては居るが、併し馬具の原料ならば構はぬ。之れ農業や運搬業の如き平和產業に缺くべからざるものであるからだ。本令によれば又靴、馬具、調帶などは牛革では作り得ぬ定めであつた。けれども其後調查の結果案外皮革のストツクが多

いことが知れ、翌八月初めに禁制を解いたので革製品が再び店頭に現はれて來た。一時靴屋や靴職人の失業問題で世を騒がせたが、獨逸でも大戰中、同樣の出來事が起つたことがある。

扨今日我國の貿易上竝に國民生活上最も重要なる法律であつて、支那事變に基く經濟再編成の核心をなすものは何であるかといへば、それは即ち昭和十二年九月十日法律第九十二號を以て公布即日より施行されたる輸出入品等ニ關スル臨時措置ニ關スル法律に外ならぬ。この法律の第一條により、政府は支那事變に關聯し國民經濟上特に必要と認むる時は、或種の物品の輸出入を制限し若くは禁止することが出來る。又第二條により、輸入制限其他の理由のため、或物品が需給の均衡を破りたる時は、其物品に對し需給調節の必要上配給、使用及消費の統制を命じ得る。又生產命令をも發し得る、現に政府は硝酸製造會社に對して必要量の製造命令を發した。この法律に基いて幾十とも知れぬ多數の統制に關する商工省令が出て居るのであつて、本法が劃期的授權立法と稱せられる所以はこゝにある。本法は支那事變終了後一ケ年以內に廢止のことに規定されてゐる。私が我國貿易統制と物資統制とを一項目として今迄論じて來たのは、この兩者間に頗る密接なる關係が存在するが爲めに外ならぬ。

## 三、燃料統制

石油は平時に在ても次第に其消費量を增大しつゝあるが、戰時に於ては特に甚しきはいふまでもない。石油の一滴は血の一滴に當るといはれる程である。我國の如き石油資源の乏しい國に於ては、燃料問題の解決は實に國策の重點をなして居る。數年前公布の石油業法（昭和九・三・二八法律第二六號）により、石油の精製及輸入を以て許可事業となし、政府は業者に對し、一定數量の石油を平時保有すべきを命じ、又時價による政府の石油買上を可能ならしめ、或は政府は業者に對し、石油の販賣價格の變更や石油の需給調節上必要なる事項を命じ、又必要に應じ業者に對し設備の擴張改良を命じ得ることゝして、強大なる統制力を政府は發揮することゝなつた。次いでアルコール專賣法、（昭和一二・三・三一法律第三二號）揮發油及アルコール混用法（昭和一二・四・一法律第三九號）が出た。後者により、政府は揮發油の製造、

輸入又は移入を業とする者に對し、その揮發油中に一定割合（混合量は揮發油九十五に對しアルコール五）を以てアルコールの混入を命じた。このアルコール混入割合は昭和十六年までに二〇%にまで進める計畫の樣である。本法は後これ臺灣にも施行することゝした。ガソリンに混用を強制すべきアルコールの增產目的を以て、アルコール工場が九州と北海道とに新設されたが、その原料は九州は甘藷、北海道は馬鈴薯である。

揮發油及重油販賣取締規則（昭和一三・三・七商工省令第八號）により、昨年五月一日以降は御料品、官廳及軍用品、航空機用品等々を除くの外、購買券所謂切符を用ふるに非れば賣買を許さぬことゝして石油の强制節約を命じたのである。同時にタクシーのメーター制の採用や流しの禁止、バス線の整理等に依てガソリンの消費統制を圖つた。人造石油製造事業法（昭和一二・八・一〇法律第五二號）は、この事業を營む株式會社に對し、種々の特典を與へて人造石油事業の興隆を期するものである。そして免稅、奬勵金の交付の外、社債募集の上にも大なる恩典を與へて居るが、他方又政府は人造石油の販賣價格の變更等につき必要なる命令や、設備の擴張、改良又は製造法の改善に關する命令を會社に下すことが出來る。本法の大部分は朝鮮、臺灣、樺太にも之を施行した。

帝國燃料興業株式會社は、人造石油製造事業に對する投資又は人造石油の製造販賣をなすの目的を以て昭和十二年公布の特別の法律の下に設立されたもので、資本金一億圓の內その半額は政府の出資に係り半官半民の一大國策會社である。同會社は政府の認可を經て、拂込株金額の三倍を限り燃料興業債券を發行し得るのみならず、政府は更に進んで債券の元利償還に對し保證の地位に立ち、其他配當金補給、免稅等種々の援助を與へる。之に對し政府は會社の業務を嚴重に監督し、資金の借入、定款の變更、利益金の處分等は政府の認可がなければ無効とし、又會社に對し軍事上必要なる命令を發することが出來る。最近北海道で人造石油事業を行ふ目的を以て、資本金七千萬圓の一會社が創立され着々準備中である。

最後に石炭に關しては、石炭配給統制規則（昭和一三・九・一九商工省令第八〇號）により、石炭の生產業者又は販賣業者は政府の許

可なくば、高島、撫順、本溪湖、密山、北樺太等の諸炭の販賣を禁じ、同時に昭和石炭株式會社の發行する石炭割當證明證と引換でなければ、北海道の産炭を使用者に販賣することを許さぬ。政府は石炭の需給調節上特に必要と認める時は、石炭の生産販賣者に對し、供給先、供給方法、供給炭の種類數量或は貯炭に付命令を發し得ることゝしたのである。

## 四、電力統制

電力管理問題は、前議會に於て頗るやかましかつた問題であるが、昨年四月公布の電力管理法（昭和一三・四・六法律第七六號）は資本主義の陣營に向つて矢を放つた劃時代的な法律といはれて居る。同法第一條に「電氣ノ價格ヲ低廉ニシ其ノ量ヲ豐富ニシ之ガ普及ヲ圓滑ナラシムル爲政府ハ本法ニ依リ發電及送電ヲ管理ス……」とて、電力國家管理の必要を公益の上から見て特に言葉を盡して說明するところが目立つて居る。そして政府は日本發送電株式會社をして發送電事業を營ましめ、同社の電力設備の建設、變更及電力料金其他電力需給に關する重要事項は政府に於て決定する。本法公布後間もなく電力管理準備局及び電力審議會の各官制が現はれた。

日本發送電株式會社は昨年四月特別の法律により創立することになつたもので、政府は之に對し幾多の特權を附與すると共に監督を嚴重にする。會社の役員は總裁、副總裁、理事及監事より成るが、第二十二條に、電氣事業の監督官廳に勤めて居た者は退職後五ケ年間は會社の役員たることを得ぬ、但し主務大臣が特に必要を認めた時は此の限にあらずと規定してあるのは當時の民論の趨向と照し合せ注目すべき事柄と思ふ。昨年末開催の同社設立第六回特別委員會に於て公稱資本總額約七億四千萬圓と決定したとある。

## 五、金の統制

金準備評價法（昭和一二・八・一二法律第六〇號）に依り、昭和十二年八月に至り、これまで金の價七五〇瓩に付一圓（即ち一匁五圓）であつたものを、一躍二九〇瓩に付一圓（即ち一匁一二圓九三）に評價替をした。實に二・六倍に急に引

上げられた譯で、これにより國際的時價に接近して來た。この評價差益七億數千萬圓を以て一部を金準備に廻すと同時に、殘りにて金資金特別會計を設けた、賀屋藏相時代のことである。そして本資金の內五千萬圓を限り產金奬勵費として支出し得ることゝした。かく一方に金の生產增加を圖ると共に、他面之が使用に對し大制限を加へた。金使用規則（昭和一三・八・二〇大藏省令第五一號）に基き、物の製造加工又は修繕の爲めに金を使用することを禁ぜられた。但し醫療用として必要已むを得ざるものは例外である。而して金地金の販賣業者に對しては記帳及び報告を命ずるの外、金地金を他に讓渡する場合は其筋の許可を受けしめた。其他尙ほ政府は必要に應じ金製品の製造者に對し、金の使用量又は製品の種類を制限し、或は金地金の賣買價格や數量や取引の方法を指定することが出來る。本規則と關聯し政府が民間から金製品の買上に努力せることは人の能く知る所である。

## 六、金融統制

金融統制に關しては、支那事變勃發直後に臨時資金調整法（昭和一二・九・一〇法律第八六號）が公布されたが、本法は時局に際し國內資金の使用を調節して以て物資及資金の需給の適合を圖らんとするもので、我國に於て嘗て其比を見ざる强烈なる金融統制である。本法によれば、金融機關（銀行、信託會社、保險會社、產業組合中央金庫、商工組合中央金庫、信用組合聯合會を指す）は政府の許可なくしては、事業設備の新設、擴張若くは改良に關する資金の貸付をなしたり、或は有價證券の應募引受をなしてはならぬ。又同法施行令によれば資本金二十萬圓（初めは五十萬圓）以上の會社の新設又は增資、若くは一口五萬圓（初めは十萬圓）以上の貸付に對しては政府の認可を要する。これは要するに不急の事業を抑へて、戰爭目的達成に必要なる方面、即ち軍需工業に融資を集中せしめ、以て緊急資財の生產力の擴充を實現せんとするのである。即ち資金の統制を通して事業の合目的統制を行はんとするに外ならぬ。該法律第六條によれば、興銀は五億圓までは制限外に債券を發行し得る。從來は拂込資本（興銀の資本金五千萬圓全額拂込）の十倍即ち五億圓迄しか興業債券を發行し得なかつたものが、今度はその二倍の

十億圓の發行力を有することゝなつた。昭和十二年に興銀支店が（現在全國に八支店あり）札幌に設けられたのは、時局の波に乘れる北海道の鑛工業界に向つて同行が大いに手を伸ばさんが爲めである。更に本年二月の興銀株主總會に於て、四倍增資案が可決されて、二億圓の大資本を擁することゝなつた。之れ全く我國銀行界に於ける空前の大增資で戰時金融の職分を遂行せしめる爲めと思はれる。然らば債券發行力は資本金全部拂込の曉は二十五億圓の巨額に上る計算とならう。

同時に又同法第十三條により勸銀をして二億圓を限り貯蓄債券を發行させ得るが、この債券にて得たる金をば預金部に預入れて公債買入等に充當せしめんとするのである。臨時資金調整法の運用は日銀の主管に屬する。又滿洲に於ても昨年十月から臨時資金統制法が實施されて居る。

金融統制に關して忘れることの出來ぬものに、例の國家總動員法（昭和一三・四・一法律第五五號）第十一條による配當制限問題がある。之は昨年新聞の傳ふる所によれば、政府部內に於ても贊否兩論に岐れ、政界財界に時ならぬ波瀾を捲き起した觀があつた。時の陸軍情報部長佐藤賢了大佐の發動要請の聲明に對して、池田藏相の自重論が現はれたが、今念のため同法第十一條の全文を擧ぐれば左の如し。

政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ會社ノ設立、資本ノ增加、合併、目的變更、社債ノ募集若ハ第二回以後ノ株金ノ拂込ニ付制限若ハ禁止ヲ爲シ、會社ノ利益金ノ處分、償却其ノ他經理ニ關シ必要ナル命令ヲ爲シ又ハ銀行、信託會社、保險會社其ノ他勅令ヲ以テ指定スル者ニ對シ資金ノ運用ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

右の內問題となつたのは、中央の利益金處分即ち配當の制限と、末項の金融機關に對する強制貸付の二つであつた。贊否兩論には何れも相當の理由が存したが、結局配當一割以上の會社の今後の增配は手控ゆること、戰時金融は別に之を考へ一般金融機關に對する貸付命令は之を見合すことに兩者の意見が完全に纏つた樣子である。

## 七、配給統制

先づ鐵鋼に就て見るに、鐵鋼配給統制規則（昭和一三・六・二〇商工省令第三三號）に依り、鐵鋼の製造又は販賣業者は統制團體の發行する鐵鋼割當證明書と引換でなければ鐵鋼を販賣するを得ない。即ち切符制度を採用するのであるが、切符發行の制限とか、或は切符の所持者でありながら鐵鋼を入手し得ざる者を生ずるなど切符制が圓滑に行はれずして所々に澁滯を生じた。目下鋼材共販會社法案が研究されつゝある。又鐵屑配給統制規則（昭和一三・一一・二一商工省令第九七號）に於て、鐵屑の營業的使用者は統制會社及その指定者以外の者から鐵屑を買入れることが出來ぬし、又鐵屑の販賣業者は買受けたる鐵屑を販賣以外に用ふることも出來ぬ。政府は必要に應じ、販賣の價格及期限を定め、鐵屑の所有者に對し統制會社に販賣を命ずることがある。鐵屑の販賣にも亦切符制を採用する。銅、鉛、錫等配給統制規則（昭和一三・一一・二二商工省令第九九號）により日本故銅統制株式會社が設立された。工作機械供給制限規則により、切削研磨用の金屬工作機械三十臺以上を備ふる工作機械製造業者は兵器製造者以外に對し工作機械を供給することを得ない。如何に同機械が戰時に際し重要性を加へ來つたかが判るであらう。

ゴム靴の販賣制限に關する昨年七月の商工省令第五十四號によれば、總ゴムの長靴及短靴は小賣以外は政府の指定せる日本護謨工業組合聯合會及東京ゴム靴卸商業組合に限り之を販賣することを得、又上述の兩團體が其の買受けたる總ゴムの長短靴を販賣せんとする時は商工大臣の許可を要することに定められて居る。又ゴム配給統制規則（昭和一三・七・九商工省令第五五號）によりゴムの輸入者は配給機關以外の者に販賣することを許されぬ。ゴム工業者は政府又は政府指定の統制團體に於て定めたる用途別割當量以上にゴムを使ふことを得ない。この際購入票換言すれば切符制を採用するのであつて、この購入票と引換でなければ工業者はゴムを購入することが出來ぬ。然るに中小規模のゴム工業者の多數は、自轉車、人力車のタイヤ、ゴム靴、玩具、履物、運動具、ホースといつたやうな左程急を要しない內國用品の製造に從事してゐたので、此等多數の工場が原料難のため頗る苦境に陷らざるを得な

かつた。

皮革配給統制規則（昭和一三・七・一商工省令第四五號）によれば、販賣の目的で牛馬羊豚を屠殺した者は、自ら其皮を使用若くは消費し、或は肉に附着したまゝ販賣してはならぬ。又其筋の指定したる販賣業者や仲買人以外の者に皮を販賣することは出來ぬ。販賣業者及輸入業者は豫め毎月の皮の種類別及取引先別販賣數量を定め政府の承認を受けねばならぬ。又販賣業者、輸入業者又は製革業者は政府の指定價格以上で皮革を販賣するを得ない。以上を見ても重要軍需資材たる皮革の配給上當局が如何に苦心せるかゞ知れよう。近頃鯨、鮫などの水產皮革が登場して來たが、これも要するに國內に於ける獸皮に對し急速な生產增殖を期待し得ぬからである。牛馬豚等の飼育を皮の爲めに盛んならしめんとするのは容易な業であるまい。

重要物資在庫數量調查規則（昭和一二・一一・二二商工省令第三一號）により、棉花、羊毛、亞麻、苧麻、ラミー、マニラ麻、黃麻、米材、北洋材、南洋材、製紙用碎木パルプ、製紙用化學パルプ、人絹用パルプ、生ゴム、牛皮、水牛皮、牛革、馬革、羊革の如き重要物資に對し三ケ月毎に一回在庫數量調查を行つて居る。

## 八、物價統制

物價問題の重要なる所以は對內的には國民生活の安定、對外的には輸出の振興、爲替相場の維持の上から見て明白なことではあるが、特に自今の時局下に於て、物價の暴騰を抑へ軍事豫算の遂行を圓滑ならしめることは全く焦眉の急と謂はねばならぬ。凡そ平時自由經濟の下に於ては、物價は循環作用、自動的調節自動的均衡作用（Cyclical reaction）に依て程よき所に收まるのが原則ではある、之れを價格循環の法則と名ける。然るに戰時に及んでは、需給の兩勢力の中一方の需要は無限大なるに對し、供給の方は限定せられて伸張力乏しく、隨つて價格激騰の虞ある場合が極めて多い、殊に軍需資材を以て然りとする。こゝに於てか價格は之を自然の成行に放任するを許さず、物價對策の必要を痛感せざるを得ない。こゝに國家權力の發動が要請されるのである。實に物價

抑制策は輸出振興及び生産力擴充と相並んで、戰時經濟の三大政策を構成する。

一昨年八月事變勃發直後に省令を以つて暴利ヲ得ルヲ目的トスル賣買取締ニ關スル件（昭和一二・八・三商工省令第一〇號）が公布され、今回の事變に於けるこの方面でトツプを切つたが、その先驅者たる暴利取締令は大戰中米騷動の際に現はれた。今次の商工省令（その後の改正をも含め）によれば、或特定物品に對して買占、賣惜をなし、又は暴利を得て販賣することを禁じた。その指定物品は金屬及金屬製品、機械器具、自動車、電線、電柱、硝子、セルロイド、石油、石炭、コークス、薪炭、棉花、麻、ス・フ、羊毛、被服及身邊品、紙、染料、工業藥品、農業藥品、醫藥、油脂、肥料及飼料、ゴム、パルプ、皮革、麥及小麥粉、砂糖、肉、卵、バター、珈琲、セメント、砂利、燐寸、氷等々である。之に依れば、時局用品、輸出品及其原料、農業、醫療其他一般日用品を含む。又この省令に於ては物品の價格をばその物の見易き部分に記載し、或は店頭に揭示する等の方法により公衆に表示することを命じた。即ち正札制の勵行である。

右の省令の後約一ケ年を經て昨年の夏物品販賣價格取締規則（昭和一三・七・九商工省令第五六號）が現はれた。同令第一條に「商工大臣ノ指定スル物品ヲ販賣スル者ハ何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハズ其ノ指定ノ際商工大臣ノ指定スル年月日ニ於ケル販賣價格ヲ、商工大臣又ハ地方長官ガ販賣價格ヲ指定シタルトキハ其ノ販賣價格ヲ超ユル等價ヲ以テ當該物品ヲ販賣（指定前ニ爲シタル契約ニ依ル引渡ヲ含ム）スルコトヲ得ズ……」とある。これは込み入つた說明振りであるが、要するに第一項はその後間もなく發表された物品販賣價格取締規則第一條ノ規定ニ依ル物品及年月日ノ指定（昭和一三・七・二八商工省告示第二〇八號）にある如く、例へば皮革製品なれば、「皮革製品　昭和十三年六月三十日」と表中に示される所に隨ひ、昨年六月末日に於て實際に販賣せる價格を超えて將來共皮革製品を賣却することが出來ぬ譯である。又第二項は物品販賣價格取締規則第一條ノ規定ニ依ル故又ハ屑ノ鐵ノ販賣價格（昭和一三・九・七商工省告示第二六一號）に明示されてある樣に、故又は屑の銑（鑄物を含む）の販賣價格は一噸百圓と決定されて居る故、この政府指定

の販賣價格以上にて販賣し得ぬことを意味するのである。

綿糸に就ては、前述せるもの〻何れよりも先きに、特別の省令綿糸販賣價格取締規則（昭和一三・五・二〇商工省令第二四號）を以て、最高價格以上の對價にて綿糸の販賣を禁止して居る。又其後も同樣にス・フ及ス・フ糸や毛糸に對しても、それ〴〵省令を以て販賣價格取締規則を公布し、以て最高價格の勵行を命じて居る。斯くの如く現時最も重要なる纖維工業品に對しては最高價格制を他に先んじて設定したのである。而して今日多數の商品に對して最高販賣價格即ち公定價格の適用を見るに至つた。之を勵行し違反を防ぐ目的を以て生れたのが經濟警察である。背反者が相當多いやうである。獨逸に於てもナチス治下に至り公定價格（Festpreis）を設けて居るが、矢張り違反記事が彼地の新聞に散見する。

物價の調査審議機關として物價委員會令（昭和一三・四・二二勅令第二七六號）により、昨年四月物價委員會が中央竝に地方に設けられ、次で物價調査委員令（昭和一三・八・一〇勅令第五八二號）により各地方に物價調査委員が置かれ、物價統制に貢獻することゝなつた。

以上述ぶるが如く今日物價統制といへば、時勢上それは直ちに物價抑制を意味するのではあるが、併し元來統制には、積極消極の兩面あることを知らねばならぬ。一昨年の春公布の糸價安定施設法（昭和一二・三・三〇法律第一六號）の如きは、その双方を考慮したものであつて、生糸價格の異常なる騰落を防止し、以て蠶糸業の安定及發達を圖るのがその目的であつた。之が爲めには糸價安定施設組合の設立を勸奬するのである。

## 九、運　輸　統　制

交通運輸の統制に關し、先づ述ぶべきは航路の統制である。航路統制法（昭和一一・五・三〇法律第三五號）により、政府は必要に應じ海運業者間の不當なる競爭防止に關し勸告をなし、又運賃其他の航路經營條件を改變せしめることが出來る。政府は同法第三條による前述の競爭防止の勸告をなし、効なき場合は、海運業者に對し航路經營上の協定を

なさしめ、又は航路經營の禁止或は制限をなし得るの規定を設けては居るけれど、經營の禁止、制限は協定不成立の場合の外は普通なすべからざるものと定めたのは、要するに海運業者の自治的統制になるべく任せんとするものである。次に事變發生後間もなく、支那事變に關聯し海上に於ける一般交通運輸の調整を圖る目的を以て、臨時船舶管理法（昭和一二・九・一〇法律第九三號）が公布された。之によれば、日本船舶は政府の許可なくしては之を日本船を所有し得ざる者に讓渡しや、貸渡しや擔保に入れることが出來ぬ。又運航業者に對し、外國諸港間の運送を禁じ、或はこれに制限を加へ、其他航路や就航區域や或は運送すべき人や物を指定して航海を命じ得る。之れ皆軍用に應ぜしめんが爲めである。政府は更に又運航業者、船舶所有者又は造船業者に對し、運賃、船舶の賃貸料又はその製造若くは賣買の價格に關し必要なる命令を下して統制を取り得ることゝなした。本法も輸出入品臨時措置法と同樣、支那事變終了後一年以內に廢止すべきもので、此等兩法律は同年月日に公布されたのである。

小運送業法（昭和一二・四・五法律第四五號）により、小運送業を以て免許制として濫立の弊を防ぐと同時に、政府は運賃料金其他諸條件の變更、設備共同使用の協定、集配區域の協定等に關し干渉を加へ得ることゝなした。小運送業は近來殊に荷物自動車の發達と共に重要性を增し來れるものであるから、事業を休止又は廢止せんとする時は、豫め主務官廳の認可を必要とし、且つ運賃及料金の公示を命じた。右の小運送業の堅實なる發展を期する目的を以て、一昨年生れたのが日本通運株式會社である。同社は日本通運株式會社法（昭和一二・四・五法律第四六號）により設けられたもので、業者の取引より生ずる債權債務の決濟、貨物引換證の整理保證、斯業への投資等の事業を營むもので、資本金は三千五百萬圓、その半額を限り政府の出資とする半官半民の會社である。

陸上交通事業調整法（昭和一三・四・二法律第七一號）により主務大臣は陸上交通事業（地方鐵道、軌道及自動車運輸の事業を指す）の調整の爲め會社の合併又は設立、事業の共同經營、連絡上必要なる線路の新設變更、運賃又は料金の制定、運輸上の協定等に關し勸告又は命令を經營者に向つて發することが出來る。本法實施と共に鐵道省監督局內

に調整課が新設され之が事務を掌つて居る。本法の適用區域は先づ六大都市に始まるものと見ねばなるまい。陸上交通調整事業は其の規模竝に關聯する範圍が廣く、隨つて本問題の調査審議の任に當るべき交通事業調整委員會の如きも、其會長は首相、副會長は鐵相內相を以て之に充てゝ居るやうな有樣である。

### 一〇、貯蓄統制

事變下に於ける貯蓄奬勵は、民間から購買力を吸收して公債消化に努め、惡性インフレの弊を豫防する上より見て特に必要を感ずるに至つたものと思はねばなるまい。これが奬勵の爲めには政府部內に國民貯蓄奬勵局が設けられ、民間では國民貯蓄組合が結成され、兩者相俟つて好果を奏しつゝあるのである。

以上を以て今日我國の物的統制中主なるものを數へ上げた。かゝる徹底的の統制は、我國として最初の經驗である爲め、缺陷も所々に出現したとはいへ、先づ成功と謂はねばならぬ。

## 第二　人的統制

以上に於て私は物的統制を述べ終つたので、これから人的統制に移らうとするのであるが、この物的統制も人的統制も凡て皆、昨年四月一日法律第五十五號を以て公布され、同年五月五日から施行中の國家總動員法の內に網羅されて居る。この法律は我國民の全體主義（トータリテート）を明白にせる極めて威力ある大法律で全文五十條から成り、朝鮮、臺灣、樺太より南洋群島の末に至るまで全領土に亙つて施行される。物的資源及び人的資源の總動員を規定するものは實にこの法律であつて、公益は私益に先行する（„Gemeinnutz geht vor Eigennutz"）といふ有名なナチス國家のモツトーにも精神に於て相通ずるところが深い。國家總動員法第六條に於て、政府は戰時に際し國家總動員上必要ある時は、勅令の定むる所に隨ひ、從業者の使用、雇入、解雇又は賃金其他の勞働條件に對し、必要なる命令をなし得ることゝなつて居るが、之は人的統制の大なるものと謂はねばならぬ。

學校卒業者使用制限令（昭和一三・八・二四勅令第五九九號、即日施行）も總動員法第六條の規定に基くもので、同令第一條に「厚生大臣ノ指定スル大學、專門學校、實業學校其ノ他之ニ準ズベキ各種學校ニ於テ厚生大臣ノ指定スル學科ヲ修メ其ノ學校ヲ本令施行後ニ於テ卒業スル者ノ國家總動員法第六條ノ規定ニ基ク使用制限ハ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外本令ノ定ムル所ニ依ル」とある。右第一條の指定學科は例へば大學に於ては機械工學科、船舶工學科、航空學科、造兵學科、電氣工學科、應用化學科、採鑛冶金學科、火藥學科、燃料化學科の九種と定められ、此等鑛工專門の卒業者を雇傭契約に基き使用せんとする者は、厚生大臣の認可を受けねばならぬことゝなつた。但しかゝる就職人事に關し官廳の介在は初經驗のことゝて、事業主間に於て技術者採用上競爭の起るべきを憂ひ、第三條に「厚生大臣前條ノ認可ノ申請ニ付不正又ハ虚僞ノ事實アリト認ムルトキハ認可シタル員數ヲ減少シ又ハ認可ヲ取消スコトヲ得」との規定を設けて政府は豫防線を張つたのである。

次に職業紹介事業の國營は、昨年四月の職業紹介法（昭和一三・四・一法律第六一號）により實現されるに至つた。政府は勞務の適正なる配置を圖る爲め本事業を管掌することゝなつたのである。出征兵士の職業戰線への殺到を豫想する時、本事業の國營化と內容の整備とは頗る有意義のことゝ謂はねばならぬ。

國家總動員法第二十一條に「政府ハ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ帝國臣民及帝國臣民ヲ雇傭若ハ使用スル者ヲシテ帝國臣民ノ職業能力ニ關スル事項ヲ申告セシメ又ハ帝國臣民ノ職業能力ニ關シ檢査スルコトヲ得」とあるが、この規定に基き、醫療關係者職業能力申告令（昭和一三・八・二四勅令第六〇〇號）が公布された。之に依り醫師、齒科醫師、藥劑師及看護婦は、その職業能力に關する事項の申告をなすの義務を負ふことゝなつた。上の醫療關係者以外に於ても、理工科、拓殖、露語、スペイン語、蒙古語など時局關係の特技を有する技術者、勞務者は申告をなすことゝなつた樣である。此等を總稱して世間では國民登錄と呼んで居る。

一般國民の體育奬勵の必要は、事變後一層その聲を高めるに至つた。彼の商店法の如く都市に重きを置き、農

村には關係薄き施設とはいへ、一面から眺むれば矢張り重要なる體育國策の現れの一と謂へよう。昨年十月一日より實施の商店法（昭和一三・三・二六法律第二八號）に依れば、本法は物品販賣業及理容業を營む店舗に適用するもので、閉店時刻たる午後十時以後に於ては店主は原則上營業をなすことを得ぬ。又店主は使用人に對し、毎月少くも一回の休日を與へねばならぬ。又五十人以上の使用人を有する店では、十六歳未滿の者や女子に對し一日十一時間以上就業せしむるを得ず。且つ彼等に對し少くも月二回の休日を與へねばならぬ。又行政官廳は使用人の危害防止や衞生に關し、必要なる事項を店主に命じ得ることゝし、國家として大いに店員の保健衞生を尊重するの方策を講ずるに至つたのである。

國民健康保險法（昭和一三・四・一法律第六〇號）に依る國民健康保險は共濟主義の下に、疾病、負傷、分娩又は死亡に對し保險をなすもので、これは國民全體に對し、健康增進の役目を果すものである。即ち疾病、負傷、分娩の如き場合、給付金により手を篤くし、以て事後に被保險者の肉體を保護する許りでなく、同法第二十一條により、國民健康保險組合は被保險者の健康保持增進の爲め、疾病負傷の豫防、健康診斷、保養その他に關する施設を講じ得るのであるから、事前に於て本人の保健狀態を改善し國民體育に寄與する所が少くないのであらう。又最近厚生省が設けらるゝや、その內に體育局が置かれ、國民體位の向上に努力しつゝある。ナチス、ドイツでも昨年末に體育聯盟をナチス黨に隷屬せしめて、體育統制に乘り出すことゝなつた。

## 第三、結　言

以上に於て、私は今日我國の物的及び人的方面から見た統制の現狀に就き概略を述べた積りである。實に統制法令の放列の觀をなして居る。大戰の際に在ても戰時中「工業原料ノ輸出取締ニ關スル規定」「戰時船舶管理令」「軍用自動車補助法」「軍需工業動員法」等の如き統制經濟立法も出たには出たが、支那事變以來公布されたる

統制立法の無數なのと對すれば全く比較にならぬ。之れ今回は國運を賭しての大戰であるから、當然ではあらうが、それにしても莫大な差と謂はねばならぬ。大戰中は兎も角とし、終戰後より支那事變前までの此の方面の施設を眺める時、米穀統制法、重要產業統制法等の如き經濟統制は存在した。併しながらそれ等と比べても、今事變に於ける諸方面の組織化と統制化は誠に驚く許りである。

右の點に關し重大なる使命を有するものは企畫院である。之は企畫院官制（昭和一二・一〇・二五勅令第六〇五號）に依て設けられた一大官廳であつて首相の管理に屬して居る。平戰時に於ける綜合國力の擴充運用に關し案を立て首相に上申し、或は各省より閣議に提出する案件中重要なるものを審査して內閣に意見を上申し、或は重要豫算の統制に關し內閣に意見を上申し、國家總動員計畫に關する各廳事務の統制を圖ることをその主なる任務とする。之で見ても國力の綜合的發展に關する重要豫算の編成上企畫院の有する責任が頗る大であり、隨つて、我國現時の統制國策上に占める地位の如何に重大であるかゞ判斷し得られるであらう。

最後に我國統制經濟の將來に就て聊か愚見を述べて見よう。今後は所謂長期建設の時代で、國際情勢の不安も中々除かれぬであらうから、國內に於ける經濟統制は、多くの部面に於て將來共左程緩まぬものと見ねばなるまい。今參考の爲め獨逸に就いて、大戰後今日に至るまで經濟統制の經過を述ることゝしよう。此の國も開戰と同時に貿易統制を實施したが、開戰の當時は食糧品の販賣の制限若くは停止をさへ必要としたのであつた。依て政府は物價の暴騰を防がんが爲め、最高價格制（Höchstpreise）を採用した。先づ最初に適用されたのが小麥粉で、次で飼料穀物、馬鈴薯及其製品、砂糖など續々と續き、最高價格の拘束を受けぬ食糧品及び飼料とては、殆んど皆無の姿であつた。（佛國でも戰中、農產物では小麥、小麥粉、燕麥、玉蜀黍等の最高價格が公定された）そして多數食料品に對しては國家管理が行はれ、麥粉やパンやバターや肉や牛乳及加工品や魚類が國家の管理する所となり、此等に對し切符制が實施されるに至つた。肉なしデーも現はれた。其他纖維製品の卸賣及小賣價格が決定

された。そして戰時食糧局（Kriegsernährungsamt）や戰時暴利取締局（Kriegswucheramt）が設けられた。紡績工場や製靴工場に於ける勞働時間は非常に制限され、又男子に對しては勞働奉仕を命じ、イルミネーションの廣告を禁じ、又石炭の配給を行つた。我國では今回も食料の管理などの心配が無かつたのは、流石瑞穗の國丈あり獨逸などの當時とは雲泥の相違があつた。我國では唯衣住の管理に止まつた。この獨逸は戰後に及び統制が少しく緩まうとしたが、一九三三年ナチスの政權となるや、再び統制を强化するに至つたことは、目前に見らるゝ所である。其他の諸列强も亦國際情勢の險惡化に伴ひ、何れも國家總動員の準備をなし、非常時體制を取りつゝあることも人の能く知る所である。

偖前に戻り我國經濟統制の將來は如何と尋ねられる時、前述の通り我國を取り卷く國際關係は今後益々複雜微妙を極めて行くであらうから、我國の經濟統制も國內的に將來左程遲緩することはあるまいと答へ度いと思ふ。然るに對外的に考へるときは我が經濟統制は一大飛躍の時期に遭遇して居る。之が我國統制經濟の將來に課せられたる大問題である、それは即ちブロック經濟の擴大强化に外ならぬ。滿洲事變後日滿經濟ブロックを形成して來たが、今日は更に進んで日滿支經濟ブロック換言すれば東亞經濟ブロックに進展した。これは空前の大變化であり大飛躍である。

從來滿洲では古くから滿鐵（資本金現在八億圓）と、近くは滿洲重工業會社（資本金四億五千萬圓）といふ大陸經營の二大國策會社が日滿兩國を繫いで、ブロック經濟を緊密ならしめる役目を務めて來た。滿洲重工業の鮎川總裁の下に元商工大臣吉野氏が昨年副總裁の椅子に着いたのは、世の注意を惹いたが、そこに特殊の使命が潛在すべしとの噂も立つた。

次に支那に就いて見れば、先づ北支那開發株式會社が、北支に於ける經濟開發を促進し、その統制を圖る目的を以て、昨年創立されるに至つた。資本金は三億五千萬圓で、政府はその半額の一億七千五百萬圓を出資し、債

券は拂込資本金額の五倍迄發行が出來、且つ政府は元利支拂保證の特典をそれに與へる。資本金全額拂込の曉、債券を極度まで發行するものとしたならば、全部で二十一億圓の資金を抱くことになる。のみならず外に尙ほ借入金もなし得るのである。中支那振興株式會社は資本金一億圓、債券も前者同樣拂込資本金額の五倍までは發行し得るもので、全く前者とは姉妹會社の關係にある。今若し此等兩會社の債券を極度に發行するとせば、資本金と合せて實に二十七億圓の巨額に達するであらう。その上に尙ほなし得べき借入金をも加へたならば、資力は一層增大することになる。

以上に於て滿支兩國と我國との關係を特殊な四大會社に就いて觀察したのであるが、日滿支經濟ブロック問題としては、日滿支產業擴充四ケ年計畫、鐵鋼增產計畫とか、日滿支小麥自給計畫とか、或は我國爲替銀行の中國聯銀に對する爲替資金として一億圓のクレヂット設定とか、種々重要問題が擡頭し始めた。殊に資本金百億圓の東亞中央銀行設立計畫に至ては、東亞ブロックの樞軸として誠に痛快味を感ずる。

東亞經濟ブロックの圓滿なる發展上最も大切なことは、日滿支三國間に於ける物的及び人的資源の摩擦相剋を防止することである。物的方面に於ては、適地適業主義に則り、各國產業の競爭を避けて綜合的計畫を進めねばならぬ。昨年七月東京で開かれた日滿經濟連絡會議の結果日滿一體の物資動員計畫が確立され、次いで十月大阪に於ける日滿經濟協議會、更に十一月から十二月にかけ日滿支經濟懇談會の如き右の點に大いに貢獻するであらう。最近事業に着手せる興亞院の將來の活動に對し、多大の期待が寄せられる譯である。

ブロック構成の結果、北支の適產たる棉花及羊毛の改良增產により、我國の纖維工業をば、原料獨立の安全なる境地に於て興隆せしめて、紡織製品の國內供給と海外發展を增大し得るが、然るときは一面滿洲に於て折角我國の優秀技術指導の下に勃興せんとする緬羊生產の前途を抑制するであらう。依てその代りに滿洲に於ては小麥、大豆等の適作に一層力を盡し、滿支兩國とも各その所を得しめるやうにせねばならぬ。其他勞力の流動に就いて

見れば、滿洲國成立以來、山東方面よりの支那勞働者の入國に對し、年何十萬人以下といふ如く制限を加へて來たが、ブロック形成の上はこの態度を如何になすべきやも考ふべき一問題であらう。工業の點に至ては我國は日滿兩國よりは常に數歩前進を續け行き、高級の精密工業に移り進むであらうから摩擦は少くて濟まう。次に人的資源に就ては滿洲は計畫經濟の進行上、莫大なる技術者や職工勞働者を要求するに對し、我國も現に大不足を來し、彼國に割愛する餘力の乏しいことは誠に殘念と謂はねばならぬ。この點を如何に調整すべきやは大なる活問題であらう。

我國は現今最も急を要する國際貸借改善の見地からして、滿支の如く圓ブロック內への輸出は、外貨を得られぬ關係上、なるべく之を抑制せんとする方針であつたが、それでは滿支國民は我國から廉價な良品を豐富に得られず、かくては彼等國民の我國への信賴を弱め、ブロックの基礎を緩くするの危險が見えるので、前の池田藏相時代から、滿支輸出制限緩和の運動が民間に起つて居たが、我政府も大局から考へ右の希望を相當に取り入れようとする模樣である。

要するに我國現時の經濟統制は、事變の然らしめる所、前述の通りその及ぼす範圍中々に廣汎で、且つ其程度も强化されたものが多い。そして將來は東亞經濟ブロックの最重要の一環として我國を眺め、そこから割出して對外的統制を考へ、かくて日滿支三國は渾然一體の態度を以て東亞安定の大目標に向つて邁進するといふことが我國將來の統制政策の中心でなければならぬ。